

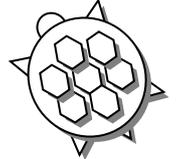
亀さん通信

平地では紅葉が見頃ですが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと・確実に身につけていただく【亀さん通信】第 158 号の発信です！

お金がお金を稼いでくる！

ご存知の方もいるでしょうが、2018年1月から「つみたてNISA」がスタートします。その名称通り、将来に向けてコツコツ投資する人を優遇する制度ですが、その中身は、投資による資産形成はこんな感じだという見本を金融庁が示し、国民に投資を促しているかのような内容です。ということで、今回は「つみたてNISA」について学んでみましょう！



「つみたてNISA」の概要は次の通りです。

■年間の投資上限額（非課税投資枠）は 40 万円

ただし、未使用分の非課税枠は翌年以降に繰り越しできず、運用資産を売却した場合もその分の非課税枠は復活しません。

■非課税期間は投資した年から 20 年間

通常、投資信託の利益（分配金・譲渡益）には 20.315%の税金が課せられますが、「つみたてNISA」では、**非課税期間内の利益が非課税**になります。結果、上限額である 40 万円の積立を 20 年間継続すれば、非課税の優遇を受けながら**最大 800 万円**までの投資が可能。

■定期的な積立投資

事前に証券会社などとの間で締結した契約に基づき、対象商品を指定したうえで、「1 か月に 1 回」など定期的に一定金額の投資を行う方法に限られています。

■対象商品は金融庁の条件を満たす限定的な投資信託

頻繁に分配金が支払われる**長期投資に向かない商品**、**初心者には分かりにくい商品**、**手数料が高い商品**などは事前に除外されています。ちなみに、11 月 22 日時点では 124 本（公募投信全体約 5,000 本）の商品が用意されています。

以上、「つみたてNISA」の概要を見てきましたが、いくつか気をつけたいことがあります。中でも、「一般のNISA」と「つみたてNISA」は、**どちらか一方を選択**しなければならないこと。1 年単位で変更することも可能ですが、なんとも使い勝手が良くありません。投資を推奨するのなら、同時利用できるのが筋というものですが、今後の改正に期待したいものです。

少々癖のある制度ではありますが、実際に投資することで「**長期投資**」「**分散投資**」「**積立投資**」を経験できる、つまり金融庁が意図する**投資の実習教材**として利用できる点は大いに評価できます。とりあえず試してみて、ダメだと思ったらやめるだけですから、投資初心者の方は小額でもいいので、始めの一步を踏み出されてはいかがでしょうか。それに 60 歳まで運用資産を引き出せない「iDeCo（個人型確定拠出年金）」と違い、「つみたてNISA」はお金が必要になったら、**いつでも資産を売却して換金**できます。この点でも精神的なハードルがずいぶん低いのではないのでしょうか。

とはいえ、いくら投資初心者向けだと言われても、不安な方もお見えでしょう。誰でも始めの一步は怖いものですから。そんなときには然るべき専門家に相談するのも得策ですが、金融機関だけには決して近づかないでください。逆に買ってはいけない商品、即ち、手数料が高いなどの**金融機関が儲かる商品**を売りつけられるのがおちですから。

確かに「つみたてNISA」の対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、**リスクがあるからこそリターンを得られる**のです。この世にリスクがなくて大きなリターンが得られる商品など存在しません。自分がお金を稼ぐのではなく、自分のお金が自分以外のところでお金を稼いでくる、あるいは自分で稼いだお金を消費というかたちではなく、投資するという**今までとは異なる思考**を養うことは、これからの時代を生きていく上で、必ずや**あなたの武器**となるでしょう！

今年も残すところあと一月。悔いを残さぬよう全力で走りきりましょう！

（株）亀山保険事務所 亀山裕弘（ミキロ） 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com